

公益社団法人 日本発達障害連盟

## 第26回アジア知的障害会議参加の旅

# 参加のご案内

大会期間:2023年11月27日(月)~11月30日(木)  
場所:マカオ(Macau Fisherman's Wharf  
Convention and Exhibition Centre)

Realization, Nurturance,  
Development – Living by Values

企画:公益社団法人 日本発達障害連盟

〒114-0015 東京都北区中里 1-9-10 パレドール六義園北 402 号室 E-mail:yoshino@jldd.jp

旅行企画・実施:株式会社JTB 横浜支店

〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル6階

TEL:045-316-4602 E-mail:jtb\_yokohama\_operation@jtb.com

アジア知的障害連盟では、1973年以来、会員国の持ち回りで2年ごとに、会議を開催してきました。今回は第26回にあたり中国のマカオで開催します。前回の第25回アジア知的障害会議は、フィリピンのマニラでしたが、コロナ感染症の影響で、オンライン会議のみの開催になりましたので、現地で対面での開催は、2019年の第24回のネパールのカトマンズでの開催以来、4年ぶりの開催になります。なお、開催地のマカオは経済発展の著しい中国の中でも観光資源の豊富な美しいまちです。

この会議では、知的障害、発達障害のある当事者の皆さんによる意見発表、体験の交流も活発に行われます。当事者、支援者、家族、専門家・行政等の関係者が一堂に会して、思いと知恵を語り合い、分かち合って、真の共生社会づくりを目指しましょう。

(公益社団法人) 日本発達障害連盟 会長 小澤 温

## ■会議概要

大会期間 : 2023年11月27日(月)～11月30日(木)

主催 : アジア知的障害連盟

テーマ : Realization, Nurturance, Development – Living by Values

プログラム : 11/27に登録、11/28日～29日会議、11/30日はスタディーツアー、観光、夜に晚餐会

言語 : 英語、日本語

発表 : 各発表のお申込みは受付終了しております。

申込につきましては、アジア知的障害会議への参加、現地へのツアーのみの申込となりますので、ご注意ください。

## ■会議登録料 (単位は米国ドル 2023年7月現在でUSD1 = JPY145で計算)

分類×切期日	早期申込み (9月15日まで)	通常申込み (9月16日以降)
一般参加者	約58,000円 (USD400)	約66,000円 (USD450)
障がい者とその随行者	約37,000円 (USD250)	約44,000円 (USD300)

## ■会議登録料に含まれるもの

会議資料、Welcome Dinner、Friendship Night、Study Tours、breakfast、Luncheons 及び Tea-breaks  
1室2名利用時の4泊分の宿泊代

## ■キャンセル時の登録料の返金

登録料の返金：登録完了後の返金はございません。

### 日程表

日次	行	食事
11/27 (月)	10:10 羽田空港発 14:20 香港国際空港着 香港国際空港着後、乗用車にてHarbourview Hotel (マカオ) まで移動 Harbourview Hotel (会議登録料に含まれます)	朝：× 昼：× 夕：×
11/28 (火)   11/30 (木)	第26回アジア知的障害会議出席 (Macau Fisherman's Wharf Convention and Exhibition Centre) Harbourview Hotel (会議登録料に含まれます)	朝：※ 昼：× 夕：※
12/1 (金)	AM：Macau Fisherman's Wharf Convention and Exhibition Centre Harbourview Hotel (マカオ) から専用車で香港国際空港まで移動 16:25 香港国際空港発 21:15 羽田空港着	朝：※ 昼：× 夕：×

※ホテル朝食は会議登録料に含まれます。夕食は連盟主催の11月29日分のみ含まれます。

## ツアー募集要項

旅行期間：2023年11月27日（月）～12月1日（金）5日間

ご旅行方面：マカオ

旅行代金【羽田空港発着の場合】：145,000円（お一人様あたり／エコノミークラス利用）

※羽田空港施設使用料（2,950円）、観光税（1,000円）、現地空港税等（4,920円）は別途

※燃油特別付加運賃（往復）：別途14,000円（7月25日現在）

※羽田空港以外の発着地をご希望の場合は別途ご相談ください。

食事：夕食1回（11月29日）（朝食は会議登録費に含まれます）

募集人員：25名（最少催行人員20名）

利用予定航空会社：キャセイパシフィック航空

添乗員：羽田空港より1名同行いたします。

宿泊予定ホテル：Harbourview Hotel（会議登録料に含まれます）

申込締切日：2023年9月15日（金）＊下記注意事項をご参照ください。

### 【旅行代金に含まれるもの】

- ・航空運賃：旅行日程に記載の航空運賃（エコノミークラス）
- ・食料料金：旅行日程記載に記載の連盟会食1回（朝食代は会議登録料に含まれます）
- ・現地移動交通費：空港⇄ホテル間の往復の送迎バス料金、ガイド料金
- ・添乗員経費：全行程にわたり添乗員が同行いたします。
- ・その他諸経費：会議登録代行手数料

### 【旅行代金に含まれないもの】

- ・会議登録料：宿泊料金およびホテル朝食代を含みます。
- ・1人部屋の場合追加料金：450マカオパタカ（1マカオパタカ=17.32円 7月28日現在）
- ・日程表に記載のない食事および飲み物代
- ・羽田空港施設使用料（2,950円）、観光税（1,000円）、旅客保安サービス（100円）、現地空港税等（4,820円）は別途
- ・燃油特別付加運賃（往復）（7月25日現在、14,000円）
- ・海外旅行傷害保険
- ・ビザ代金：ビザ取得代行手数料を含む
- ・渡航手続実費：旅券申請手数料（5年用11,000円又は10年用16,000円）＊旅券新規取得者のみ
- ・個人的費用：クリーニング代、電話代、超過手荷物料金、ルームサービス、任意の旅行保険料、

その他個人的性質のもの、日本国内におけるご自宅より各空港間の交通費等、その他、上記含まれるものに明記されていないもの

## 旅行参加費用申し込み

### ■旅行参加申込み方法

当社所定の参加申込書に必要事項をご記入の上、下記へ FAXにてお申し込み下さい。

FAX番号：045-316-5701

旅行参加申込金3万円をお振込下さい。お申込金は旅行代金、取消料、又は違約料の一部、又は全部として繰り入れます。募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立いたします。契約が成立致しましたら、出発までのスケジュール案内等を送付させていただきます。（出発の2週間前後を予定）詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上お申し込み下さい。

### ■会議出席登録方法

旅行参加申し込みをお受けし、申込金のご入金を確認後、旅行会社が会議出席登録手続きの代行をいたします。

### ■渡航手続きについて

旅行参加申込み受付後、逐次旅行会社よりご案内いたしますが、旅券をお持ちでない方及び有効残存期間が入国時90日＋滞在日数以上ない方は、予め各自で取得して頂くようお願い申し上げます。

### ■申し込み〆切日

会議登録手続き並びに旅行手配の都合上、出来る限り8月22日（火）までにお申し込み下さいますようお願いいたします。特に、発表を希望される方は抄録の提出期限が7月28日（金）までとなっておりますのでご注意ください。知的障害のある方で日本発達障害連盟のお手伝いが必要な方の提出期限は8月14日（月）まで。

**ご旅行条件（要約）** お申込みの際には、必ず**旅行条件書（全文）**をお受け取りいただき、事前にご内容をご確認の上お申し込みください。

### ●募集型企画旅行契約

この旅行は株式会社JTB（〒140-8602 東京都品川区東品川2-3-11）観光庁長官登録旅行業第64号。以下「当社」というが企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しするご旅行条件書（全文）、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。当社約款をご希望の方は当社にご請求ください。

### ●旅行のお申し込み及び契約成立時期

- (1)所定の申込書に所定の事項を記入し、お申し込みください。
- (2)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承諾の旨を通知したのち、期限内に申込書の提出と下記の申込金のお支払いをさせていただきます。
- (3)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。
- (4)お申込金（おひとり様あたり）30,000円  
お申込金は、旅行代金お支払いの際差し引かせていただきます。

### ●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって60日目にあたる日以降、21日目にあたる日より前（お申し込みが間際の場合は当社が指定する期日までに）にお支払いください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

### ●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。（おとなお一人様あたり）

契約解除の日	取消料	2023年11月27日(月)が旅行開始日の場合
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降～31日目にあたる日まで	旅行代金の10% (10万円を上限)	2023年10月18日(水)～10月27日(金)まで
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降～3日目にあたる日まで	旅行代金の20%	10月28日(土)～11月24日(金)まで
旅行開始日の前々日～当日	旅行代金の50%	11月25日(土)～11月27日(月)
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%	11月27日(月)集合時刻以降

### ●特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。  
・死亡補償金：2,500万円 ・入院見舞金：4～40万円 ・通院見舞金：2～10万円  
・携行品損害補償金：お客様1名につき～15万円  
（但し、補償対象品1個又は1対あたり10万円を限度とします。）

### ●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携クレジットカード会社のカード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること（以下「通信契約」といいます。）を条件にお申込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。（受託旅行者により当該取扱ができない場合があります。また取扱できるカードの種類も受託旅行者により異なります。）

- (1)契約成立は、当社が電話又は郵便で旅行契約の締結の承諾通知を発信したとき（e-mail等電子承諾通知を利用する場合は、その通知がお客様に到達したとき）とします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通知して頂きます。
- (2)「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
- (3)与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

### ●旅券・査証について

- (1)ご旅行に関する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社は、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。
- (2)渡航先の国又は地域によって旅券に有効残存期間を必要とする場合や査証を必要とする場合があります。ホームページ・パンフレット等又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

### ●海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発出されている場合があります。お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ」：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>でもご確認ください。なお、契約後ご出発までの間に、該当の国・地域に危険情報が出される場合がございます。極力お客様にはその旨ご案内しますが、都合により案内できない場合に備えて、ご出発の際、お客様ご自身で海外安全ホームページをご確認ください。また、旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の危険情報や緊急時の連絡メール等を受け取る外務省のシステム「たびレジ」：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>へのご登録をお勧めします。

### ●衛生情報について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ」：<https://www.forth.go.jp/>でご確認ください。

### ●海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気・けがをした場合、多額の治療費・移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であり、また加害者から賠償が得られた場合であっても必ずしも十分なものと言えない場合があります。これらの治療費・移送費、または死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

### ●事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員、または、最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

### ●個人情報の取扱について

- (1)当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店等のお客様のお買い物等の便宜のために必要な範囲内でお申込みいただいたパンフレット及び最終旅程表に記載された運送・宿泊機関等及び保険会社、官公署、土産品店に対し、お申込み時にいただいた個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電磁的方法等で送付することにより提供いたします。
  - (2)当社及び販売店は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社及び販売店に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
  - (3)その他、個人情報の取扱いについては、ご旅行条件書（全文）の「個人情報の取扱い」をご参照ください。なお、当社の個人情報に関するお問い合わせ窓口は次の部署となります。
- 株式会社JTB お客様相談室 〒140-8602 東京都品川区東品川2-3-11  
<https://www.jtb.co.jp/form/inquiry/wmform.asp>

### ●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2023年7月1日を基準としています。又、旅行代金は2023年7月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

## 会議に関するお問い合わせ

### 公益社団法人日本発達障害連盟

〒114-0015 東京都北区中里1-9-10 パレドール六義園北  
402号室  
アジア会議全般担当：芳野（よしの）  
e-mail：yoshino@jidd.jp（メールでお問い合わせください。）

アジア会議本人発表担当：（福）麦の子会 北川  
e-mail：fumika.kitagawa@muginoko.com  
電話受付時間：10：00～17：00  
（土・日祝祭日を除く）  
URL：http://www.jidd.jp

## 旅行企画・実施

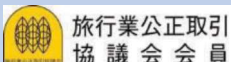
### 株式会社JTB 横浜支店

観光庁長官登録旅行業第64号  
一般社団法人 日本旅行業協会正会員  
〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町  
3-29-1 第6安田ビル6階

## お問い合わせ・お申込み

### 株式会社JTB 横浜支店 営業二課

TEL：045-316-4602 メールアドレス：jtb\_yokohama\_operation@jtb.com  
〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1第6安田ビル6階  
営業時間：月～金 9:30～17:30（土・日・祝祭日休業）  
総合旅行業務取扱管理者：鈴木 智子  
担当：西村／谷亀／佐藤



総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。ご旅行の契約に不明な点がございましたら、ご遠慮なく左記の総合旅行業務取扱管理者にお問い合わせください。

AFH2300955